

新gTLD募集開始に向けて

ブリュッセル会合以後の動き

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)
丸山 直昌

ブリュッセル会合以後の動き

- 7月21日 Draft Applicant Guidebook第4版(DAG4)に対するパブリックコメント(意見募集)締切
- 7月23日 DAG4の英語以外の版公表、パブリックコメント受け付け開始(8月23日締切)
- 9月21日 勧告6コミュニティWG(Rec6CWG、公序良俗問題を検討)報告書
- 9月24-25日 理事合宿(Norway Trondheim)
- 10月6日 Root Server Scaling Reports公表

ブリュッセル会合以後の動き(続)

■ 10月28日 理事会決議

- 2011年第二四半期に募集開始のプランの作成を指示
- Joint Applicant Support Working Group(JAS)に申請者援助の実装ガイドラインの作成を求める

■ 11月5日 理事会で垂直統合(Vertical Integration, VI)容認の理事会決定

■ 11月11日のアナウンス Public Comment: Developing Economies and the New gTLD Program

- Joint Applicant Support Working Group(JAS)の
Milestone Report

ブリュッセル会合以後の動き(続)

- 11月12日 Proposed final Applicant Guidebook(ガイドブック最終案)公表、パブリックコメント(意見募集)開始
- 12月3日 New gTLD経済分析Phase IIレポート
- 12月10日 GACのコミニュケ(カルタヘナのSO/AC Chair Reportsにて)
- 12月10日 カルタヘナ理事会
- 12月17日 意見募集期間延長発表(2011年1月15日締切)
- 2011年1月21日 GACとの協議日程公表

9月24-25日理事合宿

- 以下に示す方向性(11項目)がGACのコメントと整合するか確認することをstaffに求める
- 12月のカルタヘナの会合に次版のガイドブックを間に合わせるよう指示
- 示された方向性
 - 地域名の扱い
 - 申請者援助 - 財政的な援助はICANN外の資金源によるべき
 - Root Zone Scaling
 - 類似文字列 - 次のラウンドでは新gTLDとして認めない

9月24-25日理事合宿で示された方向性

- 異体文字(Variant)の扱い - 変更なし
- 商標保護
 - “実質的な評価(substantive evaluation)”を明確に記述する
 - globally-protected marks list (GPML) は採用しない
- 理事会の役割 - 最終的な裁量権は留保
- 「悪意の行い」の回避(Mitigating Malicious Conduct)
 - これまでの検討で次のラウンドに進むには十分
 - テロリスト条項は削除
 - HSTLDのコンセプトをICANNは承認もしくは強制しない
(Updated: Request for Information Issued on Proposed High Security Zone Verification Program(22 September 2010)と矛盾)

9月24-25日理事合宿で示された方向性(続)

- 勧告6報告書については、現行のプロセスと矛盾しないものは採用、矛盾するものについては検討継続(理事会としては「積み残し課題あり」と認識していたことが窺える)
- レジストリ契約
- 垂直統合(Vertical Integration) – GNSOでのコンセンサスが無いことの確認を求める(かなりの念の入れよう)

垂直統合(Vertical Integration)容認

- 11月5日の突然(?)の理事会(事前予告省略)
- レジストリ・レジストラ間の資本関係についての制限は設けない(垂直統合を制限しない)
- それに伴う懸念事項の防止策は取る
 - GNSOでのコンセンサスが無い以上、理事会に決定権がある

ガイドブック最終案に対する意見

- コメント期間は延長すべき
- GACは強い不満を表明
- IP部会もかなり批判的な意見を表明
- 全般的に見るとは、GAC、IP部会も含めてこれまでの意見の繰り返しで、新しい論点は乏しい印象
- 多少の不満はあっても、早くやって欲しい、という意見は多い
- 垂直統合については、「コンセンサスが無かったのだから理事会に決められても仕方ない」という印象

JAS WGの動き

- Charter を修正して作業を継続しようとしているが、修正でもめた
- オークションの収入を申請者援助の財源としてあてにしている、それをCharterに入れようとしたが、GNSO評議会では認められなかった
- 2011年1月13日にCharterの修正が成立
 - 「JASと理事会の間の連絡はすべて該当のSO/ACを通すこと」と決められた

GACコミュニケ

- 12月10日朝のSO/AC Chair Reportsで発表されたGACコミュニケで、GAC議長 Heather Dryden は要望(不満)を大量に列挙
- 理事会の意見とのかなりの隔たり
- 会場からの「それらすべての問題点を理事会との協議で解決できると思うか？」と質問されたのに対しては、「それが目的である(That would be the aim.)」と回答。

カルタヘナ理事会決議(12月10日)

■ GACと理事会の協議

- 2011年2月にGACと検討会合を開催する

■ ガイドブック案と経済分析に対して寄せられた意見に基づいてガイドブックを適切に改訂することを事務局に指示

■ 勧告6コミュニティWG(Rec6CWG、公序良俗(Morality and Public Order)問題を検討する)が1月7日までに最終勧告をまとめることを求め、それに基づいて理事会が意志決定するための説明資料を事務局が作成するよう指示

カルタヘナ理事会決議(続)

- JASに対して、申請者援助の実装ガイドラインの作成を催促
- Rec6CWGとJASの助言をガイドブックに盛り込むよう指示

カルタヘナ理事会決議(分析)

■ 理事会は

- GACとの協議は必要と認識している
- 勧告6コミュニティWGとJASのアドバイスは不十分と感じている
- それ以外はほぼ今の案で乗り切れると考えている

GACとの協議

- 意見の相違がある場合に理事会とGACが協議を行うことは、付属定款 XI section 2.1. j, kで定められている
- 2月28日と3月1日にブリュッセルで、公開で行うことに決定(1月21日発表)
- この会合は付属定款に定められた手続きとは位置づけない(This meeting is not intended to address the requirements/steps outlined in the Bylaws mandated Board-GAC consultation process.)
 - この点は12月10日の理事会決議では明言されていなかった

カルタヘナでのもう一つの理事会決議

- Consumer Choice, Competition and Innovation
 - 消費者の選択、競争、イノベーションの意味でドメイン名システムを評価する基準を作ることについてALAC, GAC, GNSO, ccNSOにアドバイスを求める

- ICANNの存在意義(Core Value)との関係
- 米国政府との契約(Affirmation of Commitment, AoC)で定められた評価の問題との関係
- 新gTLDプログラムの成否を計る基準作り